

## 指定居宅介護支援事業所友の家運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

医療法人社団仁医会が開設する指定居宅介護支援事業所友の家（以下「友の家」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望などを勘案し、利用する介護サービスなどの種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望される場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

1. 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に並び、自立した日常を営むことが出来るように配慮して、生活全般にわたる援助を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
5. 上記の他「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第52号）」の具体的取り扱い方針を遵守する。

### (事業所の名称等)

#### 第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所友の家
- (2) 所在地 尼崎市東本町2丁目51番

### (職員の職種、員数及び職務内容)

#### 第4条 事業に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名  
管理者は、介護支援専門員その他の従業員の管理、指導監督、指定居宅介護の支援の利用申込みに係る調整業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行い適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 介護支援専門員：1名  
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅介護サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されているよう指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。
- (3) 補助職員：1名  
補助職員は管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

### (営業日及び営業時間)

#### 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の休日、12月31日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時～午後5時30分までとする。

### (指定居宅介護支援の提供方法及び内容及び利用料その他の費用の額)

#### 第6条

1. 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
  - (1) 利用者の相談を受ける場所：1階相談室又はご利用者宅
  - (2) 使用する課題分析の種類：居宅サービス計画ガイドライン
  - (3) サービス担当者会議の開催場所：ご利用者宅又は1階相談室等
  - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回。
2. 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に提示する。
3. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
4. 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の署名（記名押印）を受けることとする。

### (通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は尼崎市及び西宮市とする。

(その他運営に関する留意事項)

第8条

1. 居宅介護支援事業者は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。
5. 事業所は、当該サービス提供後、当該サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団仁医会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底する。
  - (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
  - (3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
  - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(暴力団の排除)

第10条 事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

(相談窓口及び苦情処理)

第11条 サービスに関する相談や苦情については、相談室を設けるとともに窓口担当者を決めて対処するものとする。

2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条に規定による市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは呈示の求め又は、当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は、助言を受けた場合は、その指導、助言に従い必要な改善を行うものとする。

3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、その指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

附則

この規程は、平成29年5月21日から施行する

この規程は、令和2年1月23日から施行する

この規定は、令和6年4月1日から施行する

この規定は、令和7年12月18日から施行する